

# 「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング調査業務委託仕様書

## 1 業務名

「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング調査業務

## 2 目的

埼玉県内の宿泊者数ならびに観光消費額の増加を目的とした、テレワークやワーケーション、ブレジャー等の「新しい旅のスタイル・働き方」に対応した観光戦略を策定するための市場調査を行う。

## 3 業務期間

契約日から令和6年3月29日（金）までの期間とする。

## 4 業務内容

- (1) 「2 目的」に示した戦略の一環としての、県内滞在プランを確立させるための市場調査を行うこと。
- (2) 県内滞在プランの紹介をはじめとした専用のウェブページを制作すること。
- (3) 2024年度～2025年度のマーケティング調査実施計画を提案すること。

## 5 必須事項

### (1) 市場調査

「4 業務内容」(1)は、次の①～⑤を満たした調査とする。

- ① 「9 参考情報」に示した、テレワーク・ワーケーションの普及・促進に関するこれまでの取り組みならびに（一社）埼玉県物産観光協会（以下、「協会」という）が2022年度に実施した『「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング調査」業務実施報告書に掲載したターゲットや滞在スタイルを踏まえたモデルコース・滞在プランを県内複数エリアで10件以上造成し、利用者満足度をはじめとした品質について検証すること。
- ② ①のモデルコース・滞在プランを造成する際は、秩父エリアにおいては関係事業者と協議・合意形成のうえ取り組むこと。その他の埼玉県内においては対象地域の複数の事業者ヒアリングを行い、地域の事情・特性を把握したのちに造成のための協議・合意形成のうえ取り組むこと。
- ③ 検証の方法は「テスト販売」「モニターツアー」のいずれかまたは両方を用いること。その他の検証方法は追加にて提案可能とする。
- ④ 検証にあたっての調査対象（例：在住地域、性別、年齢、職業等）、サンプル数、アンケート設問数、モニターツアー行程など具体的な内容を示すこと。
- ⑤ 滞在プランには「酒」に関する体験コンテンツならびに消費行動を含めること。

※当事業は、令和元年度から令和3年度に実施し「酒好きの層に酒を満喫するプランを用意することで有効なプロモーションが実施できる」と結論付けた「秩父の酒」を

核とした宿泊観光客拡大プロジェクト」におけるマーケティング調査事業の後継事業に該当

## (2) 専用ウェブページの制作

「4 業務内容」(2)は、次の①～④を満たしたものとする。

- ① 県内滞在プランならびに関連施設の認知向上を図るため、専用ウェブページを制作すること。設置場所は埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」内とする。
- ② ページ閲覧数等から掲載したプランや施設への興味・関心の度合を分析し、(1)市場調査のデータとして用いること。
- ③ 翌年度以降の、サイトを活用したプロモーションやキャンペーンの実施など、滞在プラン確立後の施策への展開を想定して制作すること。
- ④ 本契約の完了後も本業務を協会が継続できるよう必要な措置を講じること。

## (3) 実施計画の提案

「4 業務内容」(3)の実施計画を提案するにあたっては、(1)市場調査の結果を踏まえた観光施策の実施案について記載すること。

## 6 その他

- (1) 業務を実施するにあたっては、協会と協議すること。
- (2) やむを得ない事情により調査の実施が困難と判断された場合、代替となる調査項目を提案し、協会と協議のうえ実施すること。

## 7 成果品

令和6年2月29日(木)までに、調査の集計データ及び事業実施報告書(調査・分析結果、実施計画)を作成し、協会に提出すること。(報告書の項目は、協会と協議して決定する。)あわせて、専用ウェブページ制作に関するデータも提出すること。

- (1) 印刷物 10部(事業実施報告書のみ)
- (2) 電子媒体(調査の集計データはエクセルデータ、事業実施報告書はPowerpointデータ)
- (3) 専用ウェブページに関する電子データ  
サイト内のコンテンツを構成するファイル一式(HTML、スクリプト、画像等)  
使用した画像及び動画データ(但し、協会から提供されたデータを除く。)  
ロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ(aiデータ等)

## 8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の一部を共同実施可とする。
- (2) 協会が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。

## 9 参考情報

(1) モデルコース・滞在プランを造成する際のエリア区分は以下の通りとする。

秩父エリア：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

西部エリア：所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

中央エリア：さいたま市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、川口市、蕨市、戸田市

北部エリア：熊谷市、深谷市、寄居町、本庄市、美里町、神川町、上里町

東部エリア：春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

(2) 業務を実施するにあたり、以下の取り組みを参考にすること。

- ① 秩父地域おもてなし観光公社によるポータルサイト「秩父でワーケーション」  
(<https://www.chichibu-omotenashi.com/workation/>)
- ② 秩父市の民間事業者によるポータルサイト「えらべるしごと場 秩父 de work」  
(<https://www.eraberushigotoba.com/>)
- ③ YouTuber による秩父でのワーケーション体験を紹介した動画  
(<https://www.youtube.com/watch?v=eZMD8GWaukY>)
- ③ 観光庁「ワーケーション推進事業」モデル実証事業に参加した、秩父地域おもてなし観光公社の最終報告書（※）
- ④ 協会が 2022 年度に実施した『新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業』マーケティング調査の結果（※）
- ⑤ 埼玉県 テレワークポータルサイト (<https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/>)
- ⑥ 埼玉県西部地域 5 市でワーケーションの実証実験を行いました(埼玉県ホームページ)  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0108/workation/workation.html>)
- ⑦ 埼玉県西部地域 5 市で実施したワーケーションの実証実験結果がまとまりました  
(埼玉県報道発表)  
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/233268/news2023042401.pdf>)
- ⑧ 埼玉ワーケーションのススメ（埼玉県北部地域地方創生推進協議会）  
(<https://www.saihoku-ijuu.com/workation>)

※③、④は参加意向届を提出した事業者にのみ公開